

渡部純三局長	御起立願います。礼。御着席ください。
寺井克之会長	<p>ただ今より第223回総会を開催いたします。</p> <p>本日は、委員の過半数が出席されておりますので、法律第27条第3項の規定により、総会が成立いたしておりますことを御報告いたします。</p> <p>続きまして、本日の議事録署名人には、小野地区の宮内委員と和気地区の渡部泰明委員のお二人にお願いいたします。</p> <p>本日は、お手元に配布されております議案書のとおり、第1号～第10号の10件の議案が提出されておりますので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。</p> <p>それでは、議案第1号～第4号までを議題といたします。事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、第1号議案から御報告いたします。</p> <p>5条転用届出と併用案件でございますので、転用事務処理期間の関係から、地元委員さんの了承を得て、専決処理させていただいております。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約が成立し、解約と同時に5条届出により、転用するものでございます。離作補償を支払うとしております。</p> <p>続きまして、議題第2号と議題第3号をご報告いたします。</p> <p>令和4年5月26日～令和4年6月25日までに専決処理した案件は4条届出が12件、5条届出が17件で届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、それぞれ届出日から5日以内に専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>続きまして、議案第4号をご報告いたします。</p> <p>1番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人が農地として管理するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>2番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約が成立したもので、解約後は、賃貸人</p>

	<p>が農地として管理するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>3番、本件は、強化促進法により、令和2年5月1日に設定された賃借権でございます。</p> <p>本件は、賃借人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は、賃貸人が他の就農者に貸すとしております。自作地として耕作するとしております。離作補償は無いとしております。</p> <p>4番、本件は、残存小作でございます。</p> <p>本件は、賃貸人が申入れを行い、合意解約したもので、解約後は5条届出により、転用するものでございます。離作補償は無いとしております。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で事務局の説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第5号、「農地法第3条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>お手元に審査基準1号～7号までを整理した農地法第3条調査票がございますので、併せて御覧ください。それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件は法定添付書類、不備のため、保留でございます。</p> <p>2番、譲受人は、農地約74アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p> <p>3番、譲受人は、農地約64アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。</p>

4番、8番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約24アールを耕作する農家でございます。この度、耕作利便な申請地4番を借り受け、また8番を取得し農業経営の規模拡大を図るものでございます。

なお、本案件は、許可後30アールを超えとなる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

5番、譲受人は、農地約83アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

6番、譲受人は、農地約94アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

7番、譲受人は、農地約56アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

9番、譲受人は、農地約38アールを耕作する農家でございます。この度、自宅に近く耕作利便な申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

10番、11番は譲受人が同一人ですので、併せて御説明いたします。譲受人は、農地約107アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

12番、譲受人は、農地約302アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

13番、譲受人は、新規農業者でございます。この度、13番の申請地を取得し、新たに農業経営を始めたいとしております。

なお、本案件は、新規農業となる案件でございますので、後ほど、地元委員の補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

14番、譲受人は、農地約278アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を取得し、農業経営の規模拡大を図るものでございます。

15番、譲受人は、農地約199アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を贈与により取得し、農業に精進していくものでございます。

16番、譲受人は、農地約175アールを耕作する農家でございます。この度、申請地を借り受け、農業に精進していくものでございます。

以上でございます。

寺井克之会長	<p>事務局からの説明が終わりました。それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。</p> <p>許可後の経営面積が30アール以上となる案件が4番と8番の併用案件、新規農業の案件が13番であります。</p> <p>それでは、4番、8番の案件は、所在地が久谷地区でありますので、平岡委員から説明をお願いします。</p>
平岡量二委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたとおり、申請人は農地約24アールを耕作する農業者であります。この度、久谷地区において農地を取得し、農業経営の規模拡大を図るために申請に及んだものでございます。申請人は農作業の経験も豊富であり、耕作する意欲も充分感じられましたので、地元としてはこれを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>次に、13番の案件は、所在地が河野地区でありますので、中川委員さんから説明をお願いします。</p>
中川均委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど事務局から説明がありました13番の案件について、申請人は以前から農業に関心があり、新規就農を考えていたところ、この度、営農条件に優れた申請地を取得し、新規に農業を始めたいと申請に及んだもので、今後の営農についても地域農業者の指導を受けながら真剣に農業に取り組む姿勢が見られましたので、これを了承いたしました。</p> <p>なお、本総会での御審議をよろしく願いいたします。</p>

寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>事務局並びに地元説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第6号、「農地法第4条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をいたします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件申請人は、兵庫県に居住しております。</p> <p>本件は、亡父宮内功が昭和43年に農地法の許可を得ず本申請地に、住宅を建築し現在まで利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>2番、本件申請人は、農地約6アールを耕作する農業者でございます。</p> <p>この度、近隣の会社に通勤している方々及び近隣住民からの要望により、本申請地を9台分の貸露天駐車場として利用したいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種農地と判断されます。</p> <p>3番、本件申請人は、農地約84アールを耕作する農業者であります。</p> <p>本件は、昭和47年頃に農地法の許可を得ず本申請地に、住宅を建築し現在まで利用しているもので、今回、違反の解消を図りたいとしております。</p> <p>本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね10ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第2種</p>

	<p>農地と判断されます。</p> <p>4番、本件申請人は、議案書記載の内容にて自己用住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。</p> <p>本申請地の農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内で、高性能農業機械による営農に適していることから、甲種農地と判断されます。</p> <p>甲種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。</p> <p>また、優良農地の転用であり、今月28日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>以上で説明が終わりました。</p> <p>議案第6号につきまして、本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>それでは、本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。なお、4番は、優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます。</p>
寺井克之会長	<p>次に、議案第7号、「農地法第5条許可申請」について議題とします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>1番、本件受人は、外装塗装工事業を主な業務とする法人でございます。</p> <p>中予地方を中心に業務を行っているが、従業員の増加に伴い業務用車両も増加し</p>

たが、既存の駐車場及び業務用資材の置場が無く何かと業務に支障をきたしており、東予地方への業務量も増えてきていることから、今般、本申請地を賃借し、隣接する雑種地と一体で、露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。

なお、本件申請地は平成 25 年頃より最近まで農地法の許可を得ず、所有者が他の法人へ資材置場として貸し付けていたものであり、今回、違反の解消を図りたいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

2 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

3 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

4 番、本件受人は、市内井門町に居住しております。

現在、自宅への進入の幅員が狭く何かと生活に支障をきたしていることから、今般、進入路の幅員を拡幅したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

5 番、本件受人は、岐阜県に居住しております。

この度、新たな収入の確保を図るため、本申請地を取得し、太陽光発電施設を設置したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

なお、本件は、申請面積が 1,000 平米以上の案件でございますので、後ほど、地元委員さんの補足説明を願った上で御審議をお願いいたします。

6 番、本件受人は、議案書記載の内容にて分家住宅を建築したいとしており、都市計画法上の開発許可も許可見込みでございます。

本申請地の農地区分は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第 1 種農地と判断されます。

第 1 種農地ではございますが、例外許可事由の集落接続に該当し、転用許可やむを得ないと判断されます。

また、優良農地の転用であり、今月 28 日に開催される愛媛県農業会議の意見を聴く必要があります。

7 番、本件受人は、電気工事業を営む個人事業主でございます。

既存の資材置場が無く何かと業務に支障をきたしていることから、今般、本申請地を賃借し業務用車両及び鋼管・カラーコーン等を置く、露天駐車場・露天資材置場として利用したいとしております。

本申請地の農地区分は住宅、事業所、公共施設、公益的施設が連たんしている区域に近接し、おおむね 10 ヘクタール未満の区域内にある農地であることから第 2 種農地と判断されます。

8 番、本件譲受人は両親と同居し、農地約 36 アールを耕作する農家の後継者であります。

今般、議案書記載の内容にて農家住宅を建築したいとしております。本申請地の農地区分は松山市役所河野出張所よりおおむね 500 メートル以内に位置することから第 2 種農地と判断されます。

以上でございます。

寺井克之会長

以上で事務局からの説明が終わりました。

それでは、地元委員から補足説明をお願いいたします。

5 番の案件は、1,000 平米を超える案件で、所在地が浮穴地区でありますので、阿部委員から説明をお願いします。

阿部和孝委員	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>先ほど、事務局から説明がありましたように、譲受人は、太陽光発電による売電事業を行うため利用できる土地を探していた所、今般、地形的に日照条件のよい本申請地を紹介されたため事業を開始したく、申請に至ったものであります。</p> <p>施工後の維持管理や被害防除についても、責任をもって対応するとのことですので、地元としては了承した訳でございますが、本会での御審議をよろしく申し上げます。</p>
寺井克之会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>議案第7号につきまして、事務局並びに地元委員から説明が終わりました。本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>この案件につきましては、県許可分であります。</p> <p>直ちに意見を付して県知事に送付させていただきます。</p> <p>なお、6番は、優良農地の案件のため、愛媛県農業会議の意見を聴いた後、県知事に送付させていただきます</p> <p>次に、議案第8号、「令和4年度第4号農用地利用集積計画」について議題とします。</p> <p>それでは、事務局から説明をいたします。</p>
住田英俊主幹	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>本日の案件13件の内、使用貸借権の設定は19筆、所有権移転が13筆で、設定総面積は3万1,859平米です。</p> <p>その内訳は、新規が19筆、売買が12筆、贈与1筆となっています。</p>

番号1、番号2の譲受人は、約31アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号3の譲受人は、約200アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号4の譲受人は、約810アールを耕作する農業生産法人で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号5の譲受人は、約62アールを耕作する農業生産法人で、中間管理権の一括方式にて、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号6の譲受人は、約54アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号7番号8の譲受人は、約424アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号9の譲受人は、約172アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号10の譲受人は、約181アールを耕作する農業者で、新たに使用貸借権を設定し、経営規模を拡大するとしています。

番号11の譲受人は、約182アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号12の譲受人は、約158アールを耕作する農業者で、樹園地を贈与により取得し、経営規模を拡大するとしています。

番号13の譲受人は、約212アールを耕作する農業者で、樹園地を売買により取得し、経営規模を拡大するとしています。

以上の計画の内容は、経営面積および農作業従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

なお、公告日は、令和4年7月19日となっております。

以上でございます。

御審議のほどよろしく申し上げます。

寺井克之会長

議案第8号につきまして、事務局から説明が終わりました。

<p>寺井克之会長</p>	<p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第9号、「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について」を議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
<p>住田英俊主幹</p>	<p>それでは、御説明いたします。</p> <p>農地を相続し、相続人が相続税の納税猶予を希望した農地につきましては、相続人が相続後、20年間適正な耕作を継続して行いますと、相続税は免除されます。</p> <p>今般、税務署より現地の確認依頼がありましたので、農地の利用状況の確認を行ったものです。</p> <p>今回報告する案件は8件で、これらの農地につきましては、全て適正に耕作していることを確認しております。</p> <p>なお、最終的に納税猶予の免除を認めるかどうかにつきましては、税務署が判断することとなります。</p> <p>以上でございます。</p> <p>御審議のほど、よろしく願いいたします。</p>
<p>寺井克之会長</p>	<p>議案第9号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>

寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>次に、議案第10号、「農地法第3条の3の規定による届出専決処理報告」について議題といたします。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
船草康司副主幹	<p>それでは、ご報告いたします。</p> <p>令和4年5月26日から令和4年6月25日までに専決処理した案件は20件で、届出内容は議案記載のとおりでございます。</p> <p>これらの届出につきましては、適法な届出となっておりますので、専決処理を行い、受理通知書を交付いたしました。</p> <p>以上でございます。</p>
寺井克之会長	<p>議案第10号につきまして、事務局から説明が終わりました。</p> <p>本件について御異議等ございませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p>
寺井克之会長	<p>本件異議なしと認め、原案のとおり承認することといたします。</p> <p>以上で、本日の提出議案10件の審議は、全て終了いたしました。</p> <p>次に事務局から連絡事項等あれば、お願いします。</p>
住田英俊主幹	<p>事務局からです。6月30日に愛媛県農業会議において、令和4年度優良農業委員等表彰式が開催され「愛媛県農業会議 会長表彰」を受賞された方々が、いらっしやいますので、御報告いたします。</p> <p>この表彰は、永年にわたり地域の農業の発展に貢献された方に贈られるもので、松山市では、永年勤続農業委員等として8名が、永年勤続職員として1名が、「愛媛</p>

県農業会議 会長表彰」の受賞となりました。それでは、受賞された皆様を御紹介させていただきます。

寺井克之会長、青井和子委員、渡部泰明委員、中川均委員、平岡量二委員、小笠原壮一委員、仙波正幸委員、西岡秀樹委員、田中千恵主任、以上9名の皆様です。あらためてお祝い申し上げます。おめでとうございます。

〔一同拍手〕

住田英俊主幹

次に、農業委員視察研修の実施についてですが、皆様からアンケートをいただいた結果、事務局に一任するとの御意見が多かったことから、今年度は、広島県で行うことにしました。なお、11月を予定しており、研修先は2カ所で、1カ所目は、大崎上島町が「レモン島構想」を掲げておりますレモン園地の視察を、2カ所目は、福山市にあります「農研機構・西日本農業研究センター」でスマート農業の事例等について研修を行う予定です。コロナ渦でありますことから研修時間は、各1時間程度となります。

なお、今後のコロナの流行状況により、広島県や本県の感染対策でもって、県外移動について制約等が厳しくなる場合もありますが、とりあえず計画をさせていただきます。

今後、視察研修の行程等を練ってまいりたいと思いますので、しばらくお待ちいただけたらと思います。

なお、出来上がりましたら、行程表及び日程の御案内をさせていただきます。

最後になりますが、新型コロナウイルス感染症の流行が再拡大していることから、本日の総会から出席委員半数での開催とさせていただいておりますので、よろしくをお願いします。

それでは、次回の総会の日程についてですが、来月の第224回総会は、8月10日 水曜日の午前10時30分からこちらの会議室で開催する予定です。

よろしく願いいたします。

連絡事項は、以上です。

寺井克之会長

以上をもちまして、本日の第223回総会を閉会します。

渡部純三局長

御起立願います。礼。お疲れ様でした。

午前10時58分閉会